一般社団法人龍ケ崎労働基準協会にて 同一労働同一賃金について説明を実施しました!

~龍ヶ崎労働基準監督署、雇用環境・均等室~

令和6年2月16日



▼左 開会に先立ち挨拶する一般財団法人龍ケ崎労働基準協会 労働問題推進部会 塩塚 部会長

▼左下

「最低賃金」、「労働条件明示の制度改正のポイント」等に ついて説明する龍ヶ崎労働基準監督署 大畠署長

> 石ト▼ 「同一労働同一賃金」について説明する 雇用環境・均等室職員





一般社団法人龍ケ崎労働基準協会(大野操会長)にて、会員企業を対象とした労務管理セミナーが実施されました。

第2回目となる今回のセミナーでは、龍ヶ崎労働基準監督署長より「最低賃金」や「賃金引き上げに関する支援施策の紹介」、「労働条件明示の制度改正のポイント」について概要を説明しました。

また、雇用環境・均等室より「同一労働同一賃金」(「パートタイム・有期雇用労働法」)について相談・指導の状況、法律の概要、政府方針を踏まえた取組について説明いたしました。

龍ヶ崎労働基準監督署及び雇用環境・均等室では引き続き、各種団体と連携し、あらゆる機会を通じて施策や改正法等について周知啓発に努めてまいります。

【お問い合わせ先】

●労働基準法、最低賃金等について

龍ヶ崎労働基準監督署 電話:0297-62-3331

●同一労働同一賃金(パートタイム・有期雇用労働法)について

雇用環境・均等室 電話: 029-277-8295